

これまでの議論の整理

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
1 基本的状況認識	<p>(1) 口蹄疫は、FAO等が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。口蹄疫がまん延すれば、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、また、国際的にも、口蹄疫の汚染国として信用を失うおそれがある。</p> <p>(2) 口蹄疫については、世界各地から発生が報告されているが、近隣のアジア諸国においては、今世紀に入り畜産が盛んになってきている中で、今年に入ってからだけでも、中国（断続的に発生）、韓国（1～3月：A型、4～6月：O型）、台湾（2月、6月及び8月：O型）、香港（2月及び3月：O型）、ロシア（7月：O型）、モンゴル（4～6月：O型）での発生が確認されている。</p> <p>(3) 今回我が国で発生した口蹄疫の原因ウイルスについては、これまでのところ侵入経路を特定できていないものの、今年アジア地域でこれまでに発生した口蹄疫のウイルスと近縁であるため、これらが何らかの経路で我が国に侵入した可能性が高い。人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫ウイルスが侵入する危険性は高く、国際空港・港湾における検疫を強化しつつも、口蹄疫ウイルスは国内に侵入する可能性があるという前提に立って防疫対応を考える必要がある。</p> <p>(4) また、口蹄疫の原因ウイルスは、「多様性」が特徴であり、多くの動物種が感染し、さらに、ウイルスの型によって症状も異なることから、従来の知識・経験だけにとらわれず、最新の状況を把握し、警戒と準備を怠らないことが重要である。</p> <p>(5) 一方、我が国の畜産業は、輸入飼料に依存することで規模拡大と生産性の向上を進めてきた結果、地域レベルでの飼養の密度も高まっており、ひとたび口蹄疫が発生した場合にまん延する危険性が高くなっている。</p> <p>(6) こうした基本的な状況認識の上に立って、今回の防疫対応を十分に検証し、今後の防疫体制の改善につなげていく必要がある。特に、今回は、10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫体制が迅速・確実に実行されなかった点も目立っており、防疫体制を実際に機能するものにするという点に十分に留意する必要がある。</p> <p>(7) 加えて、口蹄疫以外にも、人獣共通感染症や食料の安定供給に支障を与える重大な感染症は多種存在しており、それらも念頭に置いて有効な防疫体制を構築していくことが重要である。</p>	

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
<p>2 国と都道府県・市町村等との役割分担・連携の在り方</p>	<p>(1) 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫体制が十分に機能しなくなり、国と都道府県・市町村等との役割分担が明確でなくなり、連携も不足していたのではないかと。特に、宮崎県の対応は、日常的な予防や初動対応を含めて不十分なところが多かったが、その原因としては、県が自らの役割を十分に認識していなかったことが大きいのではないかと。</p> <p>(2) 各段階に対策本部ができて円滑に機能しなかったのではないかと。</p> <p>(3) 県と市町村、獣医師会、生産者団体等の連携もうまく機能していなかったのではないかと。</p>	<p>①-1 防疫対応については、国・都道府県・市町村等の役割分担を明確にしておくべきである。防疫対応は国が全面的に行うべきとの考え方もあるが、現実の防疫対応は日ごろから現場の状況を十分に把握していないとできないものであり、そのために各都道府県に家畜保健衛生所が置かれていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫方針（予防、発生時の初動、感染拡大時の対応等）の策定・改定は、国が責任を持つて行う ・ 防疫方針に即した具体的措置は、都道府県が中心となって市町村、獣医師会、生産者団体等との協力・連携の下に迅速に行うことを基本とすべきではないか。 <p>また、全国一斉の防疫演習により、関係者が自らの役割を自覚し、的確に行動できるようにしておくべきではないか。</p> <p>①-2 防疫対応上最も重要なのは、日ごろからの検疫、畜産農家への口蹄疫ウイルスの侵入防止といった「予防」であり、特に、畜産農家段階の予防的措置については、国が示す防疫方針（飼養衛生管理基準等）に従って、都道府県段階が徹底して取り組むことが重要ではないか。このため、都道府県は、十分な家畜防疫員の確保など体制整備を行うべきではないか。</p> <p>①-3 また、「初動」は、国があらかじめ示す防疫方針に従って、都道府県段階が迅速・確実に行動することが重要ではないか。このため、都道府県は、日ごろから十分な準備をしておくべきではないか。</p> <p>①-4 国は、①-1の防疫方針の策定・改定に責任を持つとともに、その方針に即した都道府県段階の具体的措置が確実に行われるよう、支援を行うべきではないか。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろから各都道府県段階の予防的措置の状況、発生時に備えた準備状況、市町村・獣医師会・生産者団体等との連携状況等を把握し、必要な改善指導を行う ・ 定期的に全国一斉の防疫演習を行う ・ 発生時に直ちに派遣できる、具体的措置に習熟し、必要な資材も準備した緊急支援部隊を用意する <p>といった支援を行うべきではないか。</p> <p>② 各段階の対策本部については、屋上屋となったり、判断権者の空白状態が生じないようにするため、メンバーの構成を含め、その在り方を検討すべきではないか。</p> <p>③-1 都道府県段階の防疫対応において、都道府県が中心となりつつも、市町村、獣医師会、生産者団体等との連携が重要であることも明確にしておくべきではないか。</p> <p>③-2 都道府県が市町村に消毒や埋却地の選定等について協力を求める場合に、市町村に対して財政支援措置が確実に行われるようにすべきではないか。</p> <p>③-3 県境付近で口蹄疫が発生した場合を念頭に置いて、隣接県同士の連携・協力体制も、日ごろから準備しておくべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
3 防疫方針の在り方	<p>(1) 国の防疫方針が必ずしも関係者の共通認識となっておらず、国と県・市町村・畜産農家等との間に認識の違いや温度差があったのではないか。</p> <p>(2) 今回、あらかじめ決められた防疫方針に基づく初動対応では拡大が防止できず、防疫方針の改定が必要となったが、牛豚等疾病小委員会の開催頻度、殺処分を前提とする緊急ワクチン接種のタイミング等について、問題があったのではないか。</p> <p>(3) 県の種雄牛の特例的な扱いは、民間種雄牛の扱いの混乱の元になるなど、防疫方針に基づく具体的措置を迅速かつ確に行う上で問題だったのではないか。</p>	<p>①-1 国が定める防疫方針については、海外における発生の状況（地域、型等）や、科学的知見・技術の進展（抗ウイルス薬、ワクチン等の開発状況）等を常に把握し、これを踏まえて定期的に見直すなど、常に最新・最善のものとしておくべきではないか。</p> <p>また、防疫の目的、防疫措置の内容・科学的根拠等について関係者に分かりやすく説明し、共通認識としておくべきではないか。消毒・検疫を始め、一般国民の理解と協力も必要であるので、一般国民にも分かりやすく情報提供を行うべきではないか。</p> <p>①-2 特に、予防措置と発生時の初動対応は、都道府県が確実に実行できるよう、あらかじめ明確に示しておくべきではないか。その際、それを実行することになる都道府県、獣医師会、市町村等の意見も十分に聴取すべきではないか。また、全国一斉の防疫演習によって問題点の把握・解消に努めるべきではないか。</p> <p>①-3 防疫方針が時間とともに風化しないようにするためには、国や都道府県における技術行政の継承を担保する仕組みも必要であり、人事面での工夫が必要ではないか。</p> <p>② あらかじめ決めてある初動の防疫方針で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要である。このため、第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、感染の実態を正確に把握した上で、感染拡大を最小限とするための防疫方針の改定を判断できるようにすべきではないか。このため、国は、口蹄疫等の特定の家畜伝染病について、その防疫や疫学の専門家を育成することに努めるべきではないか。また、牛豚等疾病小委員会の在り方についても検討すべきではないか。</p> <p>③ 畜産関係者の保有する種雄牛等については、事後の特例的な扱いを一切認めないこととして対応策を検討すべきではないか。畜産関係者は、このことを前提として、リスクを分散することを考えるべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
4 我が国への口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方	<p>(1) 国際空港等においては靴底消毒は行っていたものの、諸外国の事例と比較して、空港・港における国境措置が不十分だったのではないかな。</p> <p>(2) 侵入経路については、更に徹底して調査すべきである。</p>	<p>①-1 諸外国の例もよく研究した上で、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための措置を強化すべきではないか。</p> <p>例えば、次のようなことを検討してはどうか。</p> <p>ア 入国者に過去一定期間の海外における農場立入りの有無を申告させる。(豪、米)、さらに、該当者に対し、国内の農場への一定期間の立入りを禁止する。(韓)</p> <p>イ 検疫探知犬を活用した手荷物を中心とした持ち物の検疫強化を図る。(米、加、豪、NZ、台、韓)</p> <p>ウ 靴底の溝が深いものは必要に応じ消毒又は廃棄する。(豪、NZ)</p> <p>エ 畜産農家の帰国時の申告を義務化する。(韓：予定)</p> <p>①-2 海外旅行者等に対して、口蹄疫の感染力・感染した場合の国内外への影響等を強く訴え、検疫に協力を求めるべきではないか。</p> <p>①-3 口蹄疫の国内発生時においては、口蹄疫ウイルスが他の都道府県に拡大しないよう、国内線における消毒の強化等を行うべきではないか。</p> <p>② 疫学調査チームは、本検証委員会の最終取りまとめまでに、初期の発生例を中心に、徹底的に調査し、調査結果(調査した事項、判明したこと、判明しないものはその理由等)を公表すべきである。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
<p>5 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方</p>	<p>(1) 生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が十分に遵守されていなかったのではないか。ヒアリング結果からすると、かなり意識の低い生産者・関係者が相当数いたのではないか。</p> <p>(2) バイオセキュリティのレベルが高いはずの県の試験場、宮崎県家畜改良事業団、経済連においても感染が発生したことは問題であり、感染した原因を徹底的に究明すべきである。 また、併せて、6月9日、10日に都城市、日向市、西都市、宮崎市のワクチン接種区域外の地域で一斉に感染が確認されたことについても原因を徹底的に究明すべきである。</p> <p>(3) 飼養衛生管理基準の内容自体も不十分だったのではないか。</p> <p>(4) 飼料や家畜の運搬業者等の農場に出入りする者についても衛生管理の取組が十分に行われていたとは言えないのではないか。</p>	<p>①-1 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置が何よりも重要である。都道府県は、生産者の防疫に対する意識を高め、確実に飼養衛生管理基準を遵守させるためにも、定期的な研修を行ったり、生産者から飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に報告させたり、家畜防疫員による定期的な立入検査を行うべきではないか。このため、市町村、獣医師会、生産者団体とも十分に協力すべきではないか。</p> <p>①-2 飼養衛生管理基準を遵守していない生産者や遵守指導を徹底していない都道府県に対しては、財政支援の在り方を含めて何らかのペナルティを課すことも検討すべきではないか。</p> <p>② 疫学調査チームは、本検証委員会の最終取りまとめまでに、感染した原因を徹底的に調査し、調査結果を公表すべきである。</p> <p>③ 畜産農家への口蹄疫ウイルスの侵入防止を日ごろから徹底する観点から、飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとする必要があるのではないか。 例えば、次のようなことを検討してはどうか。 ア 農場の敷地を人の生活用と家畜生産用の敷地に分け、家畜生産用の敷地も管理区域と家畜飼養区域に分ける、農場の出入口を一つにする等、衛生面を考慮した作業動線を構築する。 イ 踏込消毒槽、動力噴霧器などの消毒用設備・機器を備えるとともに、専用の作業着及び長靴を常時設置させ、これらの活用を徹底する。 ウ 発生国に滞在していたためウイルスを保持している可能性がある人（観光客・研修生を含む。）や発生国から輸入された物品を農場に近づけない。 エ 畜産農家は、口蹄疫発生国に滞在した場合には帰国時に申告するとともに、十分な防疫措置をとる。 オ 発生時の侵入経路の早期特定のためにも、人、飼料などの物品、車両等の出入りを正確に記録する。 カ 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報等が確実に行われるようにするため、家畜保健衛生所、獣医師会等と連携のとれる獣医師を置く。</p> <p>④ 飼料や家畜の運送などで農場間を移動する車両については、ウイルスの侵入・拡大の原因となる可能性が高く、日ごろから消毒を徹底すべきではないか。車両の外側のみならず、運転席内の消毒等を徹底させるべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
6 発生時に備えた準備の在り方	<p>(1) 韓国での発生などの口蹄疫への警戒を求める情報は、国から都道府県までは伝えられていたが、県からの情報提供は、必ずしも生産者まで十分に伝わっていなかったのではないかな。</p> <p>(2) 県において、農場の所在地、畜種、頭数等についての情報収集が平素から行われていなかったことが、初動対応の遅れや、発生の拡大につながったのではないかな（他の都道府県と比較すると、宮崎県の家畜防疫員数は頭数・戸数に比して少ない）。</p> <p>(3) 生産者による埋却地の事前確保の取組が不十分であるとともに、県において生産者が埋却地を十分に確保できない場合の対応について具体的な準備がなされていなかったのではないかな。</p> <p>(4) 県において、口蹄疫が発生した場合に備えた防疫資材の十分な備蓄が行われていなかったのではないかな。</p> <p>(5) 口蹄疫が発生した場合に備えたシミュレーションが行われていなかったのではないかな。</p>	<p>① 国は、都道府県への通知を出すだけでなく、ホームページに、最新の発生状況や、農場への侵入防止のための具体的な注意点等を分かりやすく掲載し、畜産農家、生産者団体、家畜保健衛生所、民間獣医師を始め、現地の関係者が情報を共有できるようにすべきである。また、生産者の防疫に対する意識を高めるためにも、都道府県や獣医師会等との連携により、生産者に対する定期的な研修等を行うべきではないかな。</p> <p>② 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、畜舎の構造、飼養管理の状況等を日常的に把握しておくべきではないかな。このため、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を定期的を実施するとともに、市町村、獣医師会、生産者団体等と十分に連携すべきではないかな。特に、家畜防疫員の数が不足している場合には、農業共済団体の獣医師や民間獣医師を家畜防疫員（常勤又は非常勤）として任命する等、工夫が必要ではないかな。</p> <p>また、国も、都道府県の把握した情報を統一的な防疫マップとして共有するなどの工夫をすべきではないかな。</p> <p>③ 埋却地の事前確保は、畜産業を営む生産者がその規模等に応じて責任を持って行うべきであるが、口蹄疫が発生した際に埋却地が確保できていなければ、初動対応で終息させることはできない。このため、防疫対応を実施する都道府県は、埋却地の確保状況を把握し、埋却地を十分に確保できていない生産者に対して必要な指導を行うとともに、生産者による事前確保が十分でない場合の対応（公有地の活用による埋却地の確保、焼却・レンダリングの実施、そこまでの運搬経路・運搬方法等）を準備すべきではないかな。</p> <p>④ 口蹄疫が発生した場合に備え、都道府県は平素より消毒薬等の防疫資材を十分に備蓄しておくべきではないかな。</p> <p>⑤ 口蹄疫が発生した場合に備え、国が主催して、関係者が参加する全都道府県一斉の防疫演習を毎年度定期的に行い、それにより防疫体制を点検し、改善していくべきではないかな。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
7 患畜の早期の発見・通報の在り方	<p>(1) 獣医師・生産者から家畜保健衛生所への連絡、家畜保健衛生所・県から国への連絡が非常に遅いケースが目立っており、この結果感染が拡大したのではないか。</p> <p>(2) 特に、家畜保健衛生所・県の通報が遅れたケース等（初期段階、県の種雄牛、ワクチン接種後の殺処分の際に於ける感染疑い等）については徹底的に調査すべきである。</p>	<p>①-1 口蹄疫が発生した際には早期の発見・通報が何よりも重要であり、疑わしい家畜が出た場合に、獣医師・生産者から家畜保健衛生所、家畜保健衛生所から都道府県の畜産部局、更に都道府県の畜産部局から国に、迅速に通報される体制が必要である。</p> <p>通報した場合の各種の影響を考慮して、通報に慎重になる傾向を排除するため、通報が遅れた場合の方がいかに影響が大きいかを、今回の例を参考に、関係者に十分に理解してもらうようにすべきではないか。また、早期通報者が社会から評価されるようにしていくことも必要ではないか。</p> <p>①-2 早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールを作るべきではないか。</p> <p>例えば、国があらかじめ示した一定の症状に照らし、口蹄疫を否定できない家畜については、獣医師・生産者から直ちに家畜保健衛生所に、かつ、家畜保健衛生所から直ちに都道府県の畜産部局に連絡するとともに、症状が分かる写真を添付した検体を直ちに家畜保健衛生所から国（動物衛生研究所）に送るといったルールを検討してはどうか。</p> <p>また、こうした通報を行う際に当該農場等で行う具体的な防疫措置についても、併せて検討すべきではないか。</p> <p>①-3 早期の発見・通報の徹底に資するため、ルールに従わずに通報が遅れた生産者、都道府県等に対しては、財政支援の在り方を含めて何らかのペナルティを課すことも検討すべきではないか。</p> <p>①-4 患畜等を早期に発見するため、家畜保健衛生所や都道府県の段階でもPCRや簡易検査キットにより口蹄疫の診断を行えるようにすべきとの意見もあるが、陽性を陰性と誤判定する可能性等も含め、更に検討すべきではないか。</p> <p>② 疫学調査チーム等は、本検証委員会の最終取りまとめまでに、徹底的に調査し、調査結果を公表すべきである。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
<p>8 早期の殺処分・埋却等の在り方</p>	<p>(1) 診断確定後24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却ができなかったことが感染を拡大させたのではないか。</p> <p>(2) 当初、県は、県の獣医師で対応しようとし、民間獣医師を活用しようとしなかったため、作業が円滑に進まなかったのではないか。</p> <p>(3) 具体的な作業のイメージがないため、獣医師が保定作業を行わざるを得なくなるなど、作業が円滑に進まなかったのではないか。 また、現場における指揮命令系統が確立されておらず、適切な作業分担ができていなかったことが防疫作業の遅れにつながったのではないか。</p> <p>(4) 埋却地の確保や了解の取付けに時間がかかりすぎたのではないか。 また、多くの発生農場においてふん尿を埋却処理することができず、たい肥化等により対応したが、それにより関係者の時間的・労力的な負担が増大したのではないか。</p>	<p>① 早期に殺処分・埋却等が確実に終了するよう、埋却地の事前確保、作業のやり方・手順の明確化（迅速・確実な安楽殺方法の検討を含む）、作業チームの人的構成の明確化（作業を的確に行える経験者を入れることが必要）、獣医師会を中心とした民間獣医師、自衛隊等との協力体制の整備を進めておくことが重要ではないか。その際、防疫従事者の安全面にも配慮することが必要ではないか。</p> <p>② 都道府県は、日ごろから、獣医師会等と連携して、作業に習熟している民間獣医師の能力を十分に活用できるようにしておくべきではないか。</p> <p>③-1 国は、今回の経験を踏まえ、作業現場で実践的に活用できる作業マニュアル（具体的な作業のやり方、それに必要な人材と役割分担、現場における指揮命令系統の決め方、円滑に作業を進めるための留意事項等）を決め、防疫演習により現場に定着させておくべきではないか。</p> <p>③-2 国は、平時から、作業に習熟した人材から成り、必要な資材も準備した緊急支援部隊を用意しておき、口蹄疫の発生後直ちに現場に送って、都道府県を中心とする防疫作業を支援すべきではないか。</p> <p>④-1 埋却地の事前確保については、畜産業を営む生産者がその規模等に応じて責任を持って準備すべきものであるが、口蹄疫が発生した時点において不十分な面は、防疫対応を実施する都道府県が市町村や国の協力を得て対応するしかなく、都道府県は、このための準備をあらかじめ行っておくべきではないか。</p> <p>④-2 このためには、公有地の活用による埋却地の確保や既存の施設を活用した焼却・レンダリング処理を考えておくべきではないか。また、焼埋却等のために輸送が必要な場合には、完全に密閉した形で輸送できるようにすることが必要なのではないか。さらに、移動式レンダリング車の実用化等も有力な方法ではないか。これらに関し、国としても外国の事例を研究し、技術開発等を進めるべきではないか。ふん尿処理の方法についても、検討すべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
9 その他の初動対応の在り方	<p>(1) 感染の拡大への懸念から、各地域における第1例が確認された際の周辺農場に対する調査が立入検査ではなく電話による聞取調査のみとなったのは、不十分ではないか。</p> <p>(2) 消毒ポイントの設置の仕方が不十分だったのではないか（当初は国道10号線沿いの4箇所しか消毒ポイントが設置されず、抜け道が多かったなど）。</p> <p>(3) また、この関係で、通行遮断等の交通規制に際しては警察や国・県との事前協議に多くの時間がかかりすぎたのではないか。</p>	<p>① 各地域における第1例の確認時には、電話による聞取調査のみでなく、家畜防疫員による周辺農場への立入検査を速やかに実施し、臨床検査、抗原検出検査、抗体検査等により、浸潤状況を的確に把握し、防疫対応に活かすべきではないか。</p> <p>②-1 国は、ウイルス感染を拡大しないための効果的な消毒ポイントの設置の考え方や、効果的な消毒方法を明確に示すべきではないか。その際、科学的有効性等を示すことが必要であり、こうした研究をもっと深めるべきではないか。</p> <p>②-2 都道府県は、口蹄疫が発生した場合を想定し、平素から消毒ポイントの具体的な設置場所や消毒方法について準備しておくべきではないか。発生時の具体的な消毒ポイントの設置場所の決定等については、都道府県と地域の交通事情に詳しい市町村が協議・調整を図っておくべきではないか。</p> <p>③ 通行遮断等の交通規制について、都道府県の畜産部局が平時から警察や国・都道府県の土木部局との間で具体的な実施方法について協議・調整を図っておくべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
10 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫対応の在り方	<p>(1) ゴールデンウィーク中に殺処分・埋却の作業が発生に追いつかなくなってきており、防疫方針の変更が必要になっていたのではないか。</p> <p>(2) 予防的殺処分については経済的な補償の法的裏付けがなかったこともあって、コンセンサスを得るのに時間がかかったのではないか。</p>	<p>①-1 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫方針についても、ある程度考え方を示しておく必要があるが、実際の適用については、国が責任を持って機動的に対応する必要がある、第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、的確な判断ができるようにすべきではないか。このため、国は、口蹄疫等の特定の家畜伝染病について、その防疫や疫学の専門家を育成することに努めるべきではないか。</p> <p>①-2 初動対応で感染拡大を防止するのがベストであり、緊急ワクチン接種や予防的殺処分に安易に依存すべきではない。特に、今回は国が備蓄していたワクチンの型が合い、ワクチンが有効に機能したが、口蹄疫のウイルスには様々な型があり、型ごとに有効なワクチンも異なるため、有効なワクチンが常に調達できるとは限らないことについて、十分な周知を図るべきではないか。</p> <p>また、現在のワクチンの限界、例えば、「発病は防ぐが感染は防ぐことができない」ことなど、現行ワクチンの性能限界と使用目的についても十分な周知を図るべきではないか。</p> <p>①-3 そのことも踏まえて、感染が拡大した場合の対策案を、最新の科学・技術を前提に、多角的に検討しておくべきではないか（使用できる抗ウイルス薬があればその活用、ワクチンを使わない予防的殺処分等）。</p> <p>② 予防的殺処分をしないで済む状況を作ることが望ましいが、初動防疫では感染拡大が防止できないときの対策として、経済的補償も含めて、予防的殺処分を家畜伝染病予防法に明確に位置付けておくべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
11 防疫の観点からの畜産の在り方	<p>(1) 我が国の畜産業は、輸入飼料に依存することにより、規模の拡大や生産性の向上を進めてきたが、この結果、ひとたび口蹄疫が発生した場合におけるまん延の危険性は高くなっているのではないか。</p>	<p>①-1 家畜衛生の視点を欠いた畜産振興はあり得ず、このため、畜産の在り方については、規模拡大や生産性の向上といった観点だけでなく、防疫対応が的確に行えるかという観点からも考えるべきではないか。</p> <p>①-2 こうした観点から、畜産経営の在り方について一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるようにすることについて検討すべきではないか。その際、防疫方針に基づく防疫対応の実施が都道府県中心に行われるのであれば、それが円滑に行えるようにする観点から、都道府県にこうした権限を付与することについても検討すべきではないか。</p>

項 目	今回の防疫対応の問題点	今後の改善方向
12 その他	<p>(1) 産業動物を扱う獣医師の減少など、産業動物に対する獣医療体制には様々な問題があるのではないか。</p> <p>(2) 口蹄疫発生後、地域の生産者は県に対し発生農場の場所等に関する情報を求めたにもかかわらず、県が個人情報保護との関係で情報提供しなかったのは問題ではないか。</p> <p>(3) 口蹄疫に関しては、科学的知見がまだまだ不十分なのではないか。</p>	<p>① 大学の獣医学部（科）における産業動物に関する実習の強化、卒業後の産業動物に関する研修の強化、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師等）の制度化など、産業動物に関する獣医療体制の強化を推進すべきではないか。</p> <p>② 口蹄疫のような感染力の強い感染症の拡大防止を図るためには、地域の生産者に発生農場に関する情報を提供することが重要であり、都道府県は、発生農場への取材の殺到や2次感染の防止などに関しマスコミとも一定のルールを作った上で、地域の生産者等に対する情報提供を的確に行うべきではないか。</p> <p>③ 口蹄疫の検査方法、ワクチン、抗ウイルス薬、消毒の方法・効果等、口蹄疫全般について研究を進めるべきではないか。</p>

以上の点を骨格にしなが、更に関係者のヒアリングを含めて検討を進め、最終取りまとめを行うものとする。

特に、「今回の防疫対応の問題点」については、疫学調査チームの調査を踏まえて事実関係を可能な限り明らかにするものとする。